

グリーン住宅ポイント よくあるご質問

災害リスクが高い区域からの移住（新築加算、既存住宅）

最終更新日 2021/8/13

No	分類	分類	質問	回答	更新日
1	災害リスク	要件	自治体から、「災害リスクが高い区域であることの指定」を受けた日はいつでもよいか (2020年12月15日時点で指定されている必要がありますか)	「災害リスクが高い区域」に指定される時期は問いませんが、ポイント発行申請時点で、提出される「住宅立地区域確認書（従前居住地）」で区域内であること、「住宅立地区域確認書（移住先居住地）」で移住先が区域外であることを確認します。 ポイント発行申請後に従前地が災害リスクが高い区域に指定された場合でも、後から加算等を受けることはできません。	2021/03/02
2	災害リスク	要件	土地および住宅（建物）の一部が「災害リスクの高い区域」に該当する場合の取り扱いを教えてください	【土砂災害特別警戒区域】と【災害危険区域（建築禁止区域）】で取り扱いがとなります。 【土砂災害特別警戒区域】について 住宅の構造について、建築基準法令に基づき、特別の措置が必要となる場合（住宅（建物）の一部でも当該区域に該当する場合）、本制度の「災害リスクが高い区域に立地する住宅」として取り扱います。 なお、詳細については自治体にお問い合わせください。 【災害危険区域（建築禁止区域）】について 自治体において建築禁止とされる場合、本制度の「災害リスクが高い区域に立地する住宅」として取り扱います。 詳細については自治体にお問い合わせください。	2021/03/16 2021/08/13
3	災害リスク	建築士	「住宅立地区域確認書（従前居住地）」、「住宅立地区域確認書（移住先居住地）」は、どの建築士が発行する書類ですか	「住宅立地区域確認書（従前居住地）」、「住宅立地区域確認書（移住先居住地）」は、都道府県知事に登録された建築事務所所属する建築士が、各自治体に確認した後で発行する書類です。	2021/03/16
4	災害リスク	建築士	「住宅立地区域確認書（従前居住地）」、「住宅立地区域確認書（移住先居住地）」を発行してもらえる建築士をどのように探せばいいですか (どこで紹介してもらえばいいですか)	まずは、住宅事業者にご相談ください。 新築住宅を取得する際の、工事施工者や販売事業者、既存住宅を購入する際の、販売事業者や仲介事業者、不動産会社等へご相談ください。	2021/03/16
5	災害リスク	建築士	「住宅立地区域確認書（従前居住地）」、「住宅立地区域確認書（移住先居住地）」を発行する建築士とは、申請者自身や、住宅事業者の社員でもいいですか	建築士事務所所属する建築士が、建築士事務所の業務として発行した証明書であれば対象となります。ただし、証明書の内容について疑義等が発生した場合には、証明の根拠について確認させていただく場合がありますので、根拠となる資料等は保管しておいてください。	2021/03/16
6	災害リスク	住民票の写し	住民票の写しや、マイナンバーカードを提出する際に個人番号（マイナンバー）の記載は必要ですか	個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを提出してください。 提出された書類に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合、事務局（受付窓口含む）は個人番号（マイナンバー）を塗りつぶします。	2021/04/01